

# 賃貸借契約書

1 契約業務名 共通演習室PC・サーバシステム賃貸借（長期継続契約）

2 契約金額 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

月額 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

（内訳）

平成31年9月30日～平成32年3月31日 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

平成32年4月1日～平成33年3月31日 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

平成33年4月1日～平成34年3月31日 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

平成34年4月1日～平成35年3月31日 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

平成35年4月1日～平成36年3月31日 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

平成36年4月1日～平成36年9月29日 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）

3 契約期間 平成31年9月30日から平成36年9月29日

4 納入場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1永平寺キャンパス、および福井県小浜市学園1-1小浜キャンパスとする。ただし、甲が別途指示する場合はそれに従うものとする。

5 契約保証金 金 円

- ※ 契約保証金は、契約金額の年額に相当する額の100分の10以上。
- ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
- ※ 契約事務取扱細則第38条第1項に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人 福井県立大学  
理事長 林 雅 則

乙

## 契 約 条 項

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

- 2 甲が賃借する情報機器等（以下「機器等」という。）は別紙1のとおりとする。
- 3 機器等には、運用支援および保守を含むものとし、その内容は別紙2のとおりとする。

### (賃貸借料の日割)

第2条 頭書に定める賃貸借期間の始期および終期が月の途中に係るときは、当該月分の貸借料は日割計算により算定した額とする。

### (契約金の支払)

第3条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。

ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の祝日の場合はその翌日とする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### (管理)

第5条 甲は、この契約期間中、契約物件を善良な管理の下使用しなければならない。

### (保険の付与)

第6条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

### (契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

### (違約金等)

第8条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として賃貸借期間全期間分の賃貸借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

- 第9条 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。
- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
  - 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。
  - 4 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(契約物件の返還)

- 第10条 甲は、契約期間が満了したときまたは契約解除により契約が終了したときは、使用している契約物件を借受場所において現状のまま速やかに乙に返還する。
- 2 乙は、返還を受けた契約物件を乙の負担において速やかに撤去するものとする。

(秘密の保持)

- 第11条 乙は、賃貸借契約実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第12条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。
- 2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

- 第13条 乙は、賃貸借契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

- 第14条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

- 第15条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(改元への対応)

- 第16条 この契約における改元後の日付については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用および提供の制限)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第8 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。